中央建設業審議会
労務費の基準に関するワーキンググループ（第 13 回）

日時：令和 8 年 10 月 5 日（月）

10：00～11：40

場所：中央合同庁舎第 3 号館 11 階 特別会議室

午前 10 時 00 分　開会

1. 開　　会

○小川推進官　定刻となりましたので、ただいまから第 13 回中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、本ワーキンググループ運営要領第 3 条第 1 項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、運営要領第 4 条第 1 項により本委員会は公開されておりますが、報道関係の皆様による冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の開催に先立ち、青木富三雄委員、前田伸子委員の 2 名の委員が退任され、新たに 2 名の委員が就任されておりますので、五十音順にご紹介いたします。

一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長の加藤和茂委員です。本日はオンラインでご参加いただいております。

続きまして、公益社団法人日本建築積算協会理事・関東支部長の杉江弘光委員でございます。杉江委員は、オンラインにて途中からご参加の予定となっております。

続きまして、委員の出欠についてご紹介いたします。

本日は、渡邊美樹委員の代理としまして、都市再生機構本社技術管理部担当課長の森村様にご参加いただいております。

また、榎並委員、佐藤委員、西野委員には、オンラインでご参加いただいております。

なお、楠委員はご欠席となります。

オンラインでご参加の委員におかれましては、カメラオン・マイクミュートにしていただき、発言の際は挙手ボタンにてお知らせいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の配付資料の一覧は議事次第に記載しております。不足がございましたら、挙手または挙手ボタンにて事務局にお知らせいただければと思います。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の須藤からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○須藤局長　委員の皆様方、おはようございます。今年の８月に不動産・建設経済局長に就任しました須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、常日頃より国土交通行政、とりわけ建設産業行政に多大なご協力・ご尽力いただきまして本当にありがとうございます。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。また、本日の 13 回目のワーキンググループにご参集いただきまして、ありがとうございます。

昨年、労務費に関する基準が中建審から勧告され、その後、改正建設業法の全面施行がなされました。今、技能者の処遇改善と持続可能な建設業、こういうものに向けて本格的な取組を行っているところでございます。

本日は、実効性確保策の取組状況ですとか、あるいはフォローアップ調査の具体的な実施内容や進め方についてご説明し、委員の皆様方からたくさん忌憚のないご意見を頂ければと考えております。

労務費に関する基準についてですけれども、これは当然ながら制度を策定すること自体が目的ではございませんで、公共工事・民間工事を問わず、実際の取引の中で活用されて、技能者の賃金の原資確保、それから行き渡り、そして処遇改善につながっていくということで、初めてその意義が実現されるものと認識しております。

こうした観点に立ちますと、私どもも一生懸命、この制度ができて周知活動に取り組んでおりますけれども、実際に現場でどの程度活用されているのか、そして、その活用が不十分であるならば、そこにはどのような課題があるのか、こういったものを継続的に把握して、必要な改善につなげていくということが重要であると考えております。建設業における担い手の確保は目下の最重要課題でございます。若い世代の方々の入職促進・定着、そして将来にわたって安心して働くことができる産業への転換のためにも、適正な労務費の確保と技能者への適切な行き渡りを着実に進めていく必要があります。

先ほど申し上げましたとおり制度はできましたけれども、言ってみればこれが血の通った制度となるように、私どもも魂を込めて運用しなければいけないと思っておりますし、そのためにも本日のご議論を踏まえて、フォローアップ調査をはじめ今後の施策の具体化や運用改善にしっかりと生かしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、本日も忌憚のないご意見を頂きますようお願いいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川推進官　ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

これ以降の進行は小澤座長にお願いしたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 議　　事

「労務費に関する基準」に係る実効性確保策の状況について【報告】

既存調査の改定によるフォローアップについて【報告】

新規調査の実施について【審議】

○小澤座長　皆さん、おはようございます。それでは、お手元の次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

本日は、作成・勧告から約 10 か月が経過しました労務費に関する基準の実効性確保の取組状況をご報告いただき、制度のフォローアップとしての調査についてご説明の後、ご意見・ご質問を頂く流れとさせていただければと存じます。

最初の議事の労務費に関する基準に係る実効性確保策の状況についてと、既存調査の改定によるフォローアップについてご報告いただき、審議事項として新規調査の実施についてご説明いただきます。

それでは、最初に事務局から資料の説明をよろしくお願い申し上げます。

○池田補佐　小澤座長、ありがとうございました。事務局でございます建設振興課の池田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に従いまして、ご報告と審議事項をご説明させていただきます。

議事１について、資料１をご覧ください。労務費に関する基準の実効性確保策の取組状況についてのご報告となります。

1 ページ目をご覧ください。まず、これまでこのワーキングでもご議論いただきましたように、制度について実効性を確保していくために、見積書の商習慣化ですとか「職人いきいき宣言」の拡大、コミットメント制度の普及やレベル別年収の徹底といったところについて取組を推進いたしまして、資料の中段にございます本日ご審議いただきますフォローアップ調査ですとか、あとは G メンの取引の適正化に関する取組について、取引事例集の周知徹底等を図りながら、右下のイメージにございますような新しい商習慣の定着

に向けて推進していこうというふうな考えでございます。

2 ページ目をご覧ください。こちらは、取組状況の各論になってございます。基準の周知状況になってございます。資料の中段にございますようなポータルサイトですとか、下にあるような講演ですとか寄稿文によって、引き続き制度の周知徹底に努めているところでございます。また、今後は、より現場に近いところに制度をアピール・周知できるような方策についても検討しているところでございます。

3 ページ目をご覧ください。こちらは、基準の運用方針を踏まえた取組というところで、労務費に関する基準本体のみならず、運用方針等に従った商習慣の定着に向けて、こういった方針を示しているところでございます。また、右下にイメージがございますように、見積書の様式例や書き方のガイドといったものを国としても公表しているところでございます。

これらを踏まえまして 4 ページ目をご覧いただきまして、専門工事業団体の中で標準見積書を作っている団体の皆さんについて調査したところでございます。約半数が標準見積書について作成済み、または作成のための検討を進めているといったような進捗状況になってございます。

5 ページ目が、先ほど申し上げました「職人いきいき宣言」――自主宣言制度の取組状況になってございます。こちらは、前回報告した時点からの更新点といたしまして、一番下の部分、宣言企業が 900 社程度だったところが、今は 6,000 社以上の宣言状況になってございます。

6 ページ目につきまして、自主宣言についてのインセンティブとして、今年度の 7 月 1 日から経営事項審査の加点項目として追加しているところでございまして、こういったところも宣言の推進につながっているのではないかと考えてございます。

7 ページ目が CCUS レベル別年収の取組状況になってございます。こちらは、前回のワーキングからの更新として、設計労務単価の改定に合わせた最新の数値にしてございます。上の箱の 3 ポツ目にございますように、引き続き目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る場合につきましては、労務費ダンピングのおそれがないか重点的に確認するといった方針で進めているところでございます。

8 ページ目の部分、こちらが CCUS レベル別年収の先ほど申し上げたダンピングの重点的な確認の方針になってございます。先ほど申し上げたように、標準値を下回る場合は重点的に確認するというところと、真ん中の青い箱の 2 ポツ目にございますように、その場

合、関連情報も含めたシステムを活用する形で、G メンへの提供制度をつくっていくというような方針で考えてございます。

9 ページ目が、その検討状況になってございます。上のイラストにイメージがございますように、まず、技能者の皆様から CCUS レベル等をフォームに入力していただきまして、その場合に標準値を下回っている場合は G メンのほうに端緒情報として行くと。それを活用しまして、G メンのほうで請負契約の適正性を見ていくというような形で考えてございます。真ん中の「2.」の箱にございますように、現在フォームの作成ですとか費用の試算ですとか、そういったところを進めているほか、技能者の皆様にご意見を伺っているような状況でございます。これを踏まえて、下の赤字にございますように、令和 9 年 1 月頃に試行運用を始めるといったところを目指して、今、検討を進めているところでございます。

10 ページ目が、そういった検討のスケジュール全体の流れになってございます。こういった全体の仕様やフローですとかシステムの設計ですとか、コストについて検討進めていく中で、試行運用を令和 9 年 1 月に開始しまして、そこで出てきた改善点等を洗い出して検討することで、令和 9 年度中に本格運用に向けて進めていくというような形で考えてございます。

11 ページ目が労務費の基準値の検討状況になってございます。こちらは、前回から更新ですとか追加はございません。他方で、引き続き調整中になっている職種につきましても、現場の実態ですとか、あとは公共で使っている歩掛ですとか基準値ですとか、そういったものを踏まえながら、引き続き関係する業界団体と継続的に意見交換を実施しているところでございます。

12 ページが建設 G メンの調査状況になってございます。こちらは、令和 7 年度いっぱいの調査状況になってございまして、前回からの更新となっております。左下に箱が 3 つございますが、真ん中の部分にございますように、1,300 件程度、確認・調査に入りまして、そのうち 700 件以上が指導・助言につながっているという状況でございます。右側のグラフを見ていただきますと、やはり突出しているのが見積書ですとか契約書の記載不備に係る状況が多くなっているというところで、13 ページ目が令和 8 年度の建設 G メンによる調査の方針となっております。

先ほど申したような状況も踏まえまして、引き続き担い手の確保ですとか労働者の処遇改善、働き方改革に向けた推進といったことを最重要目的としまして、真ん中の箱にあり

ますような見積書や契約書、支払いに関する建設業法に基づく取引の遵守といったものを推進していくというような形で考えてございます。

最後の 14 ページ目は、前回お示しした中長期のロードマップになってございます。先ほどもご説明したような取組を推進していくというところですとか、あとはご報告がなかった部分で言いますと、処遇優良事業者証ですとか賃金・労働時間の確認につきましても、引き続き今後の取組に向けてサンプルを集めるなど、調査・検討を進めているという状況になってございます。

資料 1 の実効性確保に関するご報告は以上となります。

続きまして、資料 2 の「既存調査の改定によるフォローアップ」についてご説明させていただきます。

1 ページ目をおめくりいただきまして、フォローアップに向けた取組方針というところで、後ほどご説明する新規調査に対しまして、こちらは既存の調査において調査項目を追加する形で、下のイメージにございます入り口と出口、双方の実効性確保策について調べていくような方向で考えております。調査としましては、赤い太字で示してございます社保調査――社会保険に関する調査と入札契約に関する調査、また、元下調査といったところで、3 つの調査を活用して進めていこうと考えてございます。

それぞれの調査につきまして、2 ページ目以降でご説明いたします。

2 ページ目が、もともと社会保険に関する調査をしていたものになります。こちらについて、右側の上の箱にございますように、労務費の内訳明示の状況ですとか、そういったところをこれまで聞いていたのですけれども、右下の赤字に書いてございますように、第三次・担い手 3 法を踏まえまして、例えばここで歩掛を使って見積りをしているかですとか基準値の活用状況ですとか、あとはコミットメント条項の認知・導入状況について新たに聞く形としてございます。

3 ページ目の部分が入契調査――入札契約に関する調査になってございます。調査対象としましては、真ん中の左上にあるような方々に対して聞いていく調査ですが、こちらについても右下の赤字にございますように、労務費ダンピング調査ですね。公共に関するダンピング調査の実施状況ですとか、あとはコミットメント条項の導入状況について聞く形としてございます。

4 ページ目が下請取引等実態調査（元下調査）になります。こちらについては、G メンの是正指導の基になる調査になってございますが、こちらも右下の赤字に書いてございま

すように、元請負人・下請負人それぞれに対して、内訳を明示した見積書を考慮した価格設定、内訳明示の見積りですとか価格交渉を行っているかといったところについて聞く形としておりまして、こういったものを活用しながら、引き続き建設業法の遵守に関して実効性確保を図っていく方針としてございます。

5 ページ目以降は参考資料となってございます。

以上、資料 1・2、議題 1 と 2 のご報告事項となります。

続きまして、議事 3 の新規調査につきまして、資料 3「新規調査によるフォローアップ」というところでご説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。こちらは、前回お示しした新規調査のフォローアップの方針となってございます。こちらについて、これまで基準本体ですとか、このワーキングで議論していただいたところを踏まえまして、一番下の赤い箱の部分になってございます。新たな商習慣がどの程度定着しているかというところについてフォローアップしていくような形で考えてございまして、真ん中の 2 ポツ目の部分です。適正な労務費が実際にどの程度確保されているかというところと、一番下の赤いアンダーラインを引いておりますレベル別年収の目標値がどのぐらい支払われているかといったところに加えまして、真ん中の太い字になってございます行き渡りの阻害要因がどこにあるのかというようなものを明らかにしていく調査を考えてございます。

2 ページ目をおめくりください。こちらも、前回 3 つの新規調査を立ち上げることでご了解いただきました方針についての概要になってございます。左側の部分が適正労務費の実態調査となってございます。こちらは基準値を活用した形で、一定程度の職種ですとか規模の建設業者様に対して、ご協力いただきながら調査する形で考えてございます。真ん中の行き渡りの阻害要因調査というところにつきましては、個別の工事に着目する形で、公共ですとか民間といった一定の類型を考慮した形で、ヒアリングベースでの調査をしていくというようなことで考えております。一番右のレベル別年収の実態調査につきまして、レベル別年収の目標値というものが実際に支払われているかといったところについても、レベル別年収が定まっている職種分野についてミクロ的に調べていくというような形で方針を示してございます。

3 ページ目の部分が前回のワーキングでのご議論の状況になってございまして、新規調査につきましていろいろ意見を頂いております。代表的なものとして、こちらに記載しているようなもので、継続的な実施、複数回の実施といったところで、1 回の調査で終わる

わけではなくて、今回の調査も踏まえた形でどうやって継続していくかということですとか、あとは公共に対して民間工事について特に重点的に、また住宅工事といったところの類型もよく見ながら調査を進めてほしいといったご意見を頂いたところでございます。

これらを踏まえまして、4 ページ目以降がそれぞれの調査の概要になってございます。

4 ページ目が適正な労務費の実態調査になってございます。こちらの調査につきましては、基準値を活用した調査になってございます。また、3 つのいずれの調査につきましても、今年度から新たに 3 つとも立ち上げる調査になってございますので、調査手法の確立も含めて、皆様とご議論しながら進めていくような形で考えてございます。そのため、対象職種を限定したサンプル調査というところで今年度は実施いたしまして、来年度以降の対象の拡大とか重点化といったものを検討していくような形で考えております。まずは、労務費の基準値が策定されており、かつ、業界団体の中で標準見積書が作成されているといった職種というところで、鉄筋工事・型枠工事の 2 職種について調査していこうと考えてございます。工事の条件としては、改正法の全面施行のあった令和 7 年 12 月以降に契約された工事を考えておりまして、各都道府県で 1 社ずつ程度選定いたしまして、それぞれ 2 現場程度の調査に入っていきたいと考えてございます。この事業者様の選定につきましては、それぞれの業界団体に協力いただきながら指名していくような形で考えております。

実際の調査の方法につきまして、5 ページ目になってございます。こちらは記載のとおりですけれども、個々の工事業者様に、このワーキング終了後、調査へのご協力依頼を発出いたしまして、そこで提出いただいた、現場で使った見積書について、団体で作成されている標準見積書に再計上していただく形で、労務費がどのぐらい確保されているかといったところを、一番下にございます基準値との乖離率といったものを比べていくような形で考えてございます。

6 ページ目が、先ほど概要の真ん中にございました行き渡りの阻害要因の調査になってございます。こちらについても、一つの工事を捕まえて、そこの商流全体の中でヒアリングをしていくような調査になってございます。また、調査初年度ということで調査手法を確立しながら進めていくというところで、サンプルを取りながら調査していく形で考えてございます。

まず、その類型としましては、民間と公共といった類型に加えて、民間については大規模な工事と住宅工事の 2 つを設定して調べていくような形で考えてございます。こちらの

工事につきましては、改正業法の公布の令和6年6月以降に契約された工事を念頭に今調べているところでございます。

その類型それぞれについては、左下のほうに青いラインで3つございます。工事類型1として、民間工事の大規模なものといったところで、2ポツ目に書いてございますように、大手不動産ディベロッパー様が発注するような工事を念頭に置きながら調査していきたいと考えてございます。また、右側のイメージに記載してございますように、民間工事は特に重層下請構造が縦にも横にも輻輳すると考えられることから、全てを調査するというよりは前工程・後工程に当たる躯体系・仕上げ系のそれぞれと、昨今の様々な例えばデータセンターですとか半導体工場のような設備系の工事の逼迫状況を踏まえまして、設備系の工事を併せて調査していくような形で考えてございます。

また、真ん中の工事類型2のところについては、民間建築の住宅分野になってございます。こちらも、大手住宅メーカー様などが施工する工事について考えてございまして、右側のイメージにございますように、発注者・元請に加えて躯体系・仕上げ系・設備系のそれぞれを調べていければと考えてございます。

最後の工事類型3につきましては、公共の土木についてでございます。こちらについては、ルールが比較的浸透していると考えられる都道府県が発注する工事を調べられないかと今考えているところでございます。また、こちらも右側のイメージにあるように、こちらについては民間の建築工事に比べて、そこまで重層化が輻輳していないと考えられることから、可能な限り全ての契約についてヒアリングしていくような形で考えてございます。

7ページ目の部分が、それぞれの調査の流れになってございます。行き渡りの阻害要因調査につきましては、発注者・元請・下請それぞれに対して資料確認とヒアリングを実施していくような形で考えてございます。このワーキング終了後に、それぞれの資料提出ですとかヒアリングについて、各事業者様にお願いしていくような形で考えております。

8ページ目が、資料の確認に関する案になってございます。8ページ目の下の部分の表に記載してございますような設計書ですとか見積書・契約書といったものや、打合せ記録や雇用契約書といった契約の内容ですとか雇用している技能者にどういった対応をしているのかが分かる資料まで、可能な限り頂きながら分析していきたいと考えてございます。

それを踏まえまして、9ページ目以降がヒアリングの内容の案になってございます。こういった資料のデスクトップ分析を踏まえまして、各ヒアリング項目として、例えば基準そのものを認識しているかといった認知状況ですとか、あとは見積りの中で見積りや査定

がしにくい項目があるかとか、その負担にどのように対応しているのかといったものについてヒアリングしていくというような形で考えております。

また、10 ページ目・11 ページ目が、全体ではなくて建設業者向けのヒアリング項目の案になっておりまして、10 ページ目が元請事業者様向けのヒアリング項目案です。例えば、見積りの段階でどのぐらい相見積りを取っているかとか、あとは労務費以外の諸経費の見積りをどうしているかですとか、下請事業者様に内訳明示を求めているかとか、価格交渉ですとか最終的な下請事業者を決定するときの判断基準がどこにあるのかといったようなことを聞いていく形で考えております。

11 ページ目の部分が、これに対して下請事業者様・協力会社様向けの調査項目・ヒアリング項目になってございます。こちらも、契約前の見積りに当たって内訳明示をしっかりしているかといったところですとか、各標準見積書ですとか書き方ガイドといった国や団体が周知しているようなコンテンツをどのぐらい使っているかといったところですとか、あとは下のほうにございます賃金と労務費の乖離状況ですとか、処遇改善に関してどういった原資をもって対応しているのかといった内容を聞いていくような形で考えてございます。

12 ページ目の部分が、そういった阻害要因調査全体を踏まえまして、こういった課題の分析ができるのではないかというようなイメージになってございます。下のイメージにございますように、①で各工事共通で「設計・積算」「見積り」といったフローごとに生じる課題があるのかといったところと、②として事業主体に応じた課題――発注者ですとか専門工事業者ですとか、そういった主体に応じた特有の課題があるのかといったところですとか、③として工事類型に応じた特有の課題、例えば民間と公共でどのぐらい違うのかといったところですとか、住宅特有の課題があるのかといったことについて、それぞれ分類して整理いたしまして、この調査結果を踏まえた検討ですとか新たな施策の検討を進めていきたいと考えてございます。

13 ページ目になります。こちらは、レベル別年収の支払い状況に関する実態調査といったところで、こちらにつきましても前の 2 つの調査と同じ初年度の調査ということで、対象を限定したサンプル調査という形で進めていく形で考えてございます。まずは、レベル別年収が設定されている職種で、かつ民間建築分野について重点的に賃金を見ていくというところで、左官工事と内装工事の 2 職種を今検討しているところでございます。この調査時点から直近 1 年分の賃金台帳等を使った形で調査する形を検討してございます。地

域ブロックごとで数社程度ずつ選定いたしまして、左官と内装の専門工事業団体の協力の下、事業者様に協力いただきながら調査していくことを考えてございます。

具体の調査の流れにつきましては、14 ページ目以降に記載がございます。こちらにつきましても、本日のワーキング終了後に個々の工事業者様に調査協力いただきながら、賃金台帳ですとか作業台帳といった関係書類と、補足事項に関するアンケート等を取りながら、CCUS レベル別年収と実際の賃金の乖離率といったものを分析していく形で考えてございます。

最後の 15 ページ目が、ご説明した新規調査の内容のまとめと今後の流れになってございます。新規調査の実施方針のまとめにつきましては、上の表に①～③を書いてございます。こちらは説明したとおりで、本日のご審議事項となってございます。また、今後の流れにつきまして、左下にございますように、本日 10 月 5 日の第 13 回ワーキング終了後にそれぞれの調査が走り出しまして、資料収集ですとか調査・ヒアリングといったものを最大で令和 9 年 1 月まで調査を進めまして、その後、1 月以降で調査結果の収集・分析・整理をして、調査結果の打ち出し方法を含めて検討いたしまして、第 14 回のワーキングで改めてご議論いただくというような形で考えてございます。これらを踏まえまして、令和 9 年度、来年度からまた第 2 回のフォローアップ調査ですとか、次なる施策の打ち出しですとか、そういったところについて検討していきたいと考えてございます。

以上、資料 3 を含めて審議事項のご説明でした。

○小澤座長　ご説明ありがとうございます。

それでは、質問・ご意見をお受けしたいと思いますが、ただいまの資料 1～資料 3、特に資料 3 につきましては、これから新しくフォローアップ調査、3 種類の調査を実施したいということで、その実施方針についてご説明いただいたところです。こちらについては特にご意見を頂ければと思いますが、ご質問・ご意見のある方は挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○岩田委員　建専連の岩田です。よろしくお願いします。

今の調査について、物すごくいいことだと思いますし、しっかりとやっていただきたいと思うのですが、現状、処遇改善をしている企業が今苦しんでいると。これが長く続けば倒産もあり得るなというような、全国を回っていてそのような話を聞きます。

それで、労務費に関する基準という部分についてなのですけれども、2 点申し上げたいと思います。

1 点は、ここでも調査にも通常必要と認められる労務費というふわっとした形なのです。この通常必要と認められる通常というのは、基準はどこかと。G メンが行ったときに非常に苦慮される。なので、今回、本省の意見交換会のときもそうでしたし、関東地方整備局でも書いていただいていましたが、明確に設計労務単価以上の単価をベースに見積りをしているかということを聞いていただきたい。賃上げに向けて設計労務単価並みを払えということですので、我々も払っていきましょうというのに見積りできない現状にあると。それを持っていけば、「なんだ、これは。やる気がないのか」というのがいまだにあるわけです。

それがなぜ起きるかというと、もう 1 点の問題として繁閑差対策です。仕事が今忙しいという認識が非常に多いですけれども、去年の暮れから今年にかけて、この 1 年間ぐらい非常に暇だったと。躯体職に限って言えばですね。仕上げのほうもだんだんそれにずれて同じような現象になってきているわけですけれども、仕事がなくなれば下がるという体質が何ら変わっていないので、ある元請さんは頑張ってやらなければいけないなといって頑張っている部分もあれば、そうでなく取るために必死になって下げるんだというダンピングが起きているという、そこにぶら下がっている下請と、頑張って出している元請さんとの差では、エリアとしては倍近く違うところもあります。ひどいところは白紙で置いていくような下請ダンピングが横行しているというエリアもございますし、ここのところが一番問題だと思いますので、G メンの方にチェックに行ったときに、ぜひとも明確に分かるように、設計労務単価以上の単価で契約に至っているのかということをチェックしていただきたい。

あともう 1 つは、経費については様々、皆さんそれぞれの立場で考え方が違うと思うのです。ここの部分をどうにかしてまとめていかないと、経費を競争の基準に入れると、結局決まった金からかかっている経費を引いて下に流すという体質は変わりませんので、ここの部分をどうするかということを本当にこの場でも議論しないと、何のためにやっているのか、流れない理由を放置したまま制度だけ実装していっている。どうするんだということになって、現状、現場、金を払う立場の我々は払っていけない。それでもやらなければいけないというところは上げているわけです。そうすると、価格の競争をしている以上、選ばれなくなっていきますので、経費も何らかどこかの基準を決めてスタートして、それをオープンにしていくというような形をどうしていくかということをここで議論して、「では、ここから始めましょうか」ということにならない限り、G メンの方もメスを入れ

られない部分ですので、入れにくい部分ですので、我々としても処遇改善しているところがどんどん苦しくなって、このまま継続していけば、忙しい時期はいいですけれども、暇になったときには間違いなく潰れるということになろうかと思いますので、この２点ですね。

設計労務単価以上の単価で契約に至っているのかという点と、経費についてもどのようにしていくのか。国が公表している 48％を起点として、それで団体交渉して、例えば鉄筋工種であればこれぐらいが適正になるのではないか。それは日建連さん、全建さんと我々専門工事団体が協議して、「では、ここでスタートしていこうか」というようなことを決めない限り、そこを競争にしたら流れないという、この２点を申し上げたいと思います。

あともう１つは、ここではないと思いますけれども、いろいろな会合があると思いますので、繁閑差対策をどうするかということを本当に考えないと、これは下請も元請も一緒だと思いますが、金をどうやって流すか。賃上げをしろというからには、そこをどうするかということを真剣に議論していく必要があると思います。

以上です。

○小澤座長　ご意見ありがとうございます。

幾つかまとめて事務局から対応をお聞かせいただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

○白石委員　日建連より申し上げます。

まず、資料１の労務費に関する基準の周知及び実効性確保策に向けた日建連の取組について簡単に申し上げます。実効性確保に向けましては、アンケート調査、それから周知徹底を要請してまいりましたけれども、改めて周知状況や課題の把握を行うためのアンケート調査を実施しているところであります。これを踏まえて、リーフレットの作成等、さらなる周知徹底に取り組んでいくと考えております。

次に、労務費に関する基準に関しての要望事項を申し上げます。実効性確保に向けた取組をお示しいただいているところですけれども、実効性確保のためには、特にサプライチェーン全体での価格転嫁を確実に行える環境を整備・実現することが重要ということで、国交省におかれましては、特にサプライチェーンの出発点である発注者の理解が得られるように、発注者への幅広い周知徹底、建設 G メンによる調査・指導・監督等を要請したいと思っております。

次に、建設技能者を大切にする企業の自主宣言が5ページにございますけれども、これについての意見を申し上げます。制度開始以来、宣言を実施する企業が増加しているということは非常に喜ばしく、今後も引き続き増加することを期待いたします。ただ、自主宣言のポータルサイトを拝見いたしましたけれども、元請事業者または下請事業者による宣言が大部分であるということで、発注者による宣言は僅か4社にとどまっているというのが現状です。技能者の処遇改善にサプライチェーン全体で取り組むための枠組みを継続していくためには、発注者による積極的な取組が欠かせません。ぜひとも国による発注者への積極的な周知徹底をお願いしたいと思いますし、また、発注者による宣言を行うメリットを設けるなど、制度の見直しについてもご検討をお願いしたいと思っております。

賃金情報提供制度の構築、これは8ページにありますけれども、これについて意見を申し上げます。賃金情報システムの端緒である技能者による年収等のフォームへの入力につきましては、自己申告を基本として匿名等による入力も可能との方向性で検討されているということのようです。また、給料明細の添付も必須ではないというような旨が見受けられております。ただ、これを前提といたしますと、不正確な情報入力などが発生して、結果として不必要な調査の実施であったり現場の混乱が懸念されます。その結果、情報の精度が確保できないのではないかというような懸念があります。技能者が使いやすいシステムとする方向性というのは理解いたしますが、正確なデータ入力を担保できる仕組みとしていただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、資料3の新規調査によるフォローアップについてです。行き渡りの阻害要因に係る実態調査についてですけれども、現場の実態を踏まえた課題を申し上げます。これは、特に建築工事、さらに仕上げ工事が多いのですけれども、設計の段階では詳細を詰め切れておらず、契約時の見積数量の精度が高くなく、更に着工後に設計変更で対応するということが多く発生します。また、意匠図・構造図・設備図などの設計図書の整合性が取れておらず、作業の手戻りが発生することも珍しくないという状況です。これらの手戻り・手直しの労務費が確実に行き渡っているかも課題です。したがって、当初の労務費見積りから変更が発生する場合がありますので、行き渡りの確認に当たっては最終的な設計図、もしくは施工図に基づく労務費の実態を確認する必要があると考えております。

以上でございます。

○小澤座長　どうもありがとうございます。

もう少しご意見を頂きましょうか。いかがでしょうか。

○長谷部委員　全建総連の長谷部でございます。ご説明いただきましてありがとうございました。

資料 3 でお示しいただきました 3 つの新規調査につきまして、6 ページの「②「行き渡り」の阻害要因に係る実態調査」につきまして、住宅を対象としていただきまして、また、調査項目にコミットメント条項の使用状況につきましても入れていただきまして、ありがとうございます。関係団体とも連携した調査をぜひよろしくお願いしたいと思います。

あと、「③CCUS レベル別年収の支払い状況に係る実態調査」につきましては、CCUS を受注や営業活動、そして担い手確保・育成等にどのように活用しているか、また、就業履歴の蓄積やレベル判定等、可能な範囲で補足アンケート等でヒアリングを行っていただきまして、CCUS の利活用・普及促進等の観点も含めた調査となるようにご検討いただきたいと思います。

また、3 つの新規調査につきましては、二次下請以降の業者、小規模事業者、一人親方の取引実態が把握できる調査としていただきますよう、重ねてのお願いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、質問ですけれども、資料 1 の 14 ページの実効性確保のロードマップ部分の「出口での対策」のコミットメントの活用のところにつきまして、「【公共工事】国交省直轄工事における導入」ということで、こちらについて今、現状についてどのような検討状況なのか教えていただきたく存じます。

以上でございます。

○小澤座長　どうもありがとうございます。

では、一旦ここで事務局から回答をお願いします。

○池田補佐　ご意見ありがとうございました。

順番に、まず岩田委員からのご意見につきまして、2 点ございました。まずは設計労務単価水準での支払いといったところと諸経費の部分についてのご指摘がございました。

設計労務単価水準につきましては、基準本文でも、このワーキングの議論においても、単価としてはちゃんと設計労務単価水準でまずは労務費を確保するといったところを最低ラインにするというのが全体の議論の流れだったかなと考えてございます。今回の調査につきましても、実際に単価の部分でどうなっているか、歩掛の部分でどうなっているかといったところを、可能な限り分析していきたいと考えてございまして、資料 3 のほうでも事業者様の協力の範囲で可能な限り歩掛・単価、それぞれを分けて分析するような形で考

えてございます。

また、2 点目の諸経費につきましても、こちらも基準の中で労務費等だけではなくて、諸経費についてもちゃんと価格交渉の中で適正な水準を確保していくべきというような形で位置づけしてございました。こちらについても、全体の考えとしてはそのような形になってございますが、今回の調査において、諸経費を確保するに当たってどんな難しさがあるのかといったところとか、岩田委員からご説明がございましたように、何かしら業界の中で取り決めたものがないと難しいといったようなものが見えてくるのかなと考えてございます。繁閑差につきましても、基準の中でというよりは、調査の中でそういった構造的な課題といったものもご意見として見えてくるかなと捉えてございますので、そういうものを見ながらどういった打ち出しができるか検討していきたいと考えてございます。

日建連の白石委員からご報告とご意見がございまして、ありがとうございます。まず、日建連の皆様としましても、この基準の制度の周知に関しましてご対応いただきまして、ありがとうございます。

また、自主宣言制度も含めて、発注者に対する周知といったものは大変重要な点だと我々としても認識してございます。他方で、委員の皆様をはじめ、発注者としてもしっかりと課題を認識している一方で、なかなか行き渡っていないといったところもございますので、今回の調査において、どういった課題・阻害要因があるのかといったところは分析しつつ、ご指摘いただいたような周知については、国としてもしっかり努めていきたいと考えてございます。

賃金の確認状況につきましても、今、技能者の皆様にパイロット的にご協力いただいているところですので、ご指摘いただいたような情報の正確性と、あとは技能者の皆様の使いやすさといったところのバランスを見ながら、改善点を洗い出して本格運用に向けて検討を進めていきたいと考えてございます。

また、3 点目にございましたような設計に関しまして、我々としても同じように着工後に設計変更が多々生じることによって、不必要にオンされるようなコストがかかっているのではないかといったようなお声ですとか課題があることは認識してございますので、今回の②の阻害要因の実態調査の中で、仕上げ系ですとか設備系の工事の調査をしていく中で、そういった課題や要因の分析ができるのではないかと考えてございます。

次に、全建総連の長谷部委員からのご指摘につきまして、いずれも重要なご指摘と認識してございます。レベル別年収の活用状況といったところについて、重要な観点かなと考

えてございまして、ご指摘を踏まえて、活用状況まで含めてどういった調査や分析の方法ができるかについては、引き続き検討していきたいと考えてございます。

また、いずれも二次下請以下、小規模・一人親方の調査につきましても、可能な限り実態を反映できるような形で調査していきたいと考えてございます。

最後に、14 ページ目のご指摘がございました直轄のコミットメントにつきましては、現在もこのロードマップに従いまして検討を進めているところで、現場でどういった影響があるかということも含めて、今、検討しているところでございます。この点、何か補足等がありましたら、公契室のほうから補足いただければと思います。

以上になります。

○齋藤室長　　今の回答と同じではありますけれども、現在検討中でございまして、まとまったらまた皆さんに公表できるようにしたいと思います。

以上です。

○小澤座長　ありがとうございました。

それでは、引き続きご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○堀田委員　堀田でございます。

資料 3 の 13 ページ目の記載内容について、2 点コメントさせていただきたいと思います。13 ページの右下の横軸が「Lv」で縦軸が「年収」になっている絵が非常に分かりやすいと思いますけれども、ここに書かれているように、職種別に一つの値である労務費の基準値に対して、そこだけの乖離を見るのではなくて、レベルごとにこういった標準値・目標値と比べて、どのように支払い状況が生じているかを把握するということは非常に重要だと思います。

その上で、他方、これは縦軸に「年収」と書かれていますけれども、先ほどのご説明にもあったように、例えば日給月給や一人親方といったような雇用形態・契約形態を取っていらっしゃる方も数多くおられますので、年収のレベルでこれを把握するのはなかなか難しいこともあるかもしれないと思います。先ほどもありましたように、一つの受注者が公共・民間等、複数の発注者と契約している状況であればなおさらだとも思います。そういったことを考えますと、これは出口の実効性確保ということで調査になっているわけですけれども、同じようなレベル別にどういった支払い状況にあるかということを把握するには、入り口についてもこれを把握することが可能なのではないかとも思います。具体的に申し上げますと、見積りの段階でこういったことが配慮されているかどうかということ

を確認することも可能なのではないかと思います。

労務費に関する基準の本文がありますけれども、その該当する箇所を少し読み上げさせていただきますと、第1章にこういう記載がございまして、「個々の請負契約における価格交渉にあっては、例えば、CCUS レベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合」、こういう場合においては、「受注者が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り」ということが書いてありまして、注文者は適切に価格交渉を行うことが必要であるということが書かれています。つまり、レベル別に、あるいはレベルが高い方については、相応の見積りが出されるということが実際に起きているのかどうかを確認することが同時にできるのではないかと思います。実際にこのワーキンググループの場でもそういった形で、レベル別に見積りを出すということが必要なのではないかというご意見をおっしゃった委員の方もおられるように記憶してございますので、そういった確認の仕方を検討されてはいかがかなと思います。

これが1点目でして、2点目は調査対象についてです。今回、この調査の対象を左官工と内装工、民間建築分野にするということについては理解いたしました。他方で、より広い職種、あるいは分野にこういった調査が広がっていくことも必要なのではないかなと考えますけれども、例えば公共土木の分野においては、直轄土木工事において既に賃金・労働時間等の実態調査・見える化ということが行われていますので、そういった関連する調査において、13 ページに示されているような調査を行っていただくことも検討されてはいかがかなと思います。

以上です。

○小澤座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○丸山委員　山下 PMC の丸山でございます。資料の取りまとめ、ありがとうございました。

調査の中で、特に阻害要因のお話について、前回もぜひお願いしますという発言をしておりますので、繰り返しの部分もございますがお話しさせていただければと思います。

発注者の立場で考えたときに、この要因を分析していただくということは非常に重要なことだと思っています。例えば、先ほども日建連さんから発注者の理解・価格転嫁というお話がございました。確かにそのことも重要ではあるのですけれども、非常に発注者も疲弊してきておりますし、私どもは日建連さんよりもさらに上流で仕事をしている立場で状

況を見ている中で、やはり建設費が高くなり過ぎて仕事が止まっていってしまっていると。逆回転がもう既に現場では起き始めております。

恐らく、ディベロッパーさんにおかれましても収支が立てられないという状況にどんどんなっていっている。今、国が発表しているようなインフレーション率よりも、現場のインフレーション率はもっと高いです。経済全体のインフレ率とは全く比べものにならない。10 年で我々の肌感覚は、建設費全体では 300%です。3 倍になっている。10 年間で賃料が 3 倍になったら、価格転嫁して全ての賃料が 3 倍になったらどうなるか。日本の経済が瓦解するだけですよね。それは誰が考えたって分かるということだと思っています。

もちろん、今、都心部ではディベロッパーさんなんかもかなり頑張って価格転嫁して、賃料を払う側からすると、ちょっとドキドキするぐらいに賃料が上がっていっているという状況はありますが、では、これが全国レベルで見たときにどうなのかというと、そこまででではないので、地方全体にどうやって行き渡らせるのかという問題はもちろんあるとは思います。発注者側にリスクを寄せるということも分かりますし、それをどうやってやるのかというのも、発注者側の知恵の絞りどころももちろんあると思います。ですが、今、現場で出てきている数字、例えばラグジュアリーホテル、そうでないと IRR が成り立たないからなのですけれども、1 泊 1 室 20 万円で売るラグジュアリーホテルの建設費は大体坪 1,000 万円という数字が出てきます。坪 1,000 万円の数字では、1 泊 1 室 20 万円で 80%の稼働でも成り立たないのです。そこまで行っているということなのです。それをこれ以上転嫁しろと言われても、発注者側もかなり疲弊してきている。とはいえ、このままでいいわけがないし、現場の人たちに行き渡りをさせなければいけないということを考えたとき、どうやって全体最適を取っていくのかといったら、やはり先ほど来お話があるとおり、サプライチェーン全体で考えなければいけないということだと思いますし、現場が今までのやり方、今までの発注の仕方、今までのフレーム、そこに単に一人工を上げていく、お金を上げていって積み上げていった先に、全部発注者に価格転嫁してくださいといっても、もうそれは無理なところまで来ていると私は実感として持っています。

ですので、何を申し上げたいかというと、なぜ経済全体のインフレーション率をはるかに凌駕する高いインフレーション率を起こしているのにもかかわらず、なぜ末端の人にお金が渡っていかないのか、それには必ず阻害要因があるはずだと思うのです。物のお金だって人件費だって、社会全体で見たときにそんなには上がっていないのであれば、どこに阻害要因があって、その阻害要因を除く努力をサプライチェーン全体でやらなければ、

結果として誰もハッピーにならないのではないかということを、今、非常に強く危機感を持って感じております。そのため、阻害要因の実態調査に非常に期待しているところでございます。

調査を行うのに当たりましては、恐らく元請さんも全部は把握できていないのではないかと私どもは想像しております。多分、二次ぐらいまでは把握されている。それを現場に入ってこられている技能者の方、これは保険の関係等もあるから、誰が入ってきているかは元請さんも多分理解されている。けれども、その間がどうなっているかということを元請さんも発注者も分かっていないという状況の中で、どうやって調べていくのか、どうやってそれが理解されるのか。契約書があるのであれば、契約書を追いかけていけばいいと思いますけれども、契約書がないような場合も想定されるのであれば、それをどこからどうやっていくのかというやりようも非常に重要になっていくと思いますし、これは建設業全体というかサプライチェーン全体の未来を決める非常に重要な実態調査だと思いますので、そのやりように関しても慎重に、現場の皆様、各団体の皆様のご意見をお聞きした上で行っていただきたいということを切に要望いたします。

以上でございます。

○小澤座長　ありがとうございます。

どうぞ。

○惠羅委員　法政大学の惠羅です。

皆さんに重ねての意見になってしまうかもしれませんけれども、担い手３法はそもそも中長期的に担い手を確保するためにというところでしたので、先ほどから意見が出ているとおり、賃金や必要な労務費・経費を競争からいかに除外できるかということを考えていくことが本質的かと思います。ずっと「行き渡り」という言葉が使われてきました。労務費としては行き渡りですが、賃金の原資を先に確保していかなければいけない、それも将来的な担い手を含めた話にしていかないといけないと感じています。

制度については全てのサプライチェーンに周知するために、例えば現場でのポスターなど、全てのステークホルダーを対象にできることはないのでしょうか。また、賃金情報提供制度のことについても、技能者それぞれの方に周知できるような形で周知いただきたい。一方で、申告しなければ問題が起こっていないということではないと思うので、この制度だけに依存しないように、調査などとの組合せという位置づけが必要だと思います。

資料３の新たな３つの調査については、国交省がここまで労務費や民間の元下関係の書

面に対して踏み込んだ調査をするというのは、これまでなかったことではないかと本当に驚きを感じました。なぜ国交省がここまでしなければならないのか。もちろん、発注側が実態を把握するということは必要だと思います。結果が公表されるかどうか分かりませんけれども、ただ調査がなされただけに終わらず、結果が出た後もその意味についてそれなりの分析と受け止めが必要だと思います。

実際は、まずは大手ディベロッパーや大手ハウスメーカーを通じた実態把握からだとは思うのですが、先ほどからご意見を頂いているような二次下請や一人親方の方々についてのアプローチの仕方についても考えていく必要がある。またミクロな事例分析の際には、それがどの程度代表性を持つのか、あるいはどのような特質があるのかという点が常に問題になるかと思います。

先ほどご意見があったようにきちんとやったところほど苦しくなっていくということでしたら、ヒアリングのときに何を全体でやっていけばいいのか、何を競争から除外すべきだというような、全体へのフィードバックを求めるなど、いかに普及していくのかということを元請だけではなくて、できれば二次下請や一人親方の方々にも聞くといいのではないでしょうか。

以上です。

○小澤座長　ありがとうございます。

では、ここで一旦お願いしてよろしいですか。

○池田補佐　ご意見ありがとうございました。

まず、堀田委員からのコメントについてでございます。おっしゃるように基準値につきましては、労務費確保の段階において、1 つのレベルに定めるといったところで、このワーキングの中でも議論がございました。それを踏まえまして、レベル別年収といったところについては、委員ご指摘のようにレベル別で見ていくことができるということで、高いレベルの技能者を確保する際に、見積りの段階でどういった対応をしているのかということについては、阻害要因調査ですとか③の調査の最後のミクロの分析のところで何か分析できないかといったところは、引き続き考えていければと考えてございます。

また、直轄の調査につきましても、先ほど資料 1 のご報告にありましたように、今サンプルを調査・収集しているところでございますので、今回、資料 3 でご報告した新規調査と併せて、どういった打ち出し・分析の仕方ができるかといったところは、引き続き省内でも考えていきたいと考えてございます。

また、丸山委員からのご指摘・コメントがございました。こちらも切な思いとして、支払う側――発注者の皆様については、今この建築費の高騰と技能者の賃金の上がり具合を見て、どういう状況が起きているのかといったところについては疑義があるのかなと考えてございます。それは、このワーキングの中の議論とも合致していて、②の阻害要因調査につながっているのかなと考えてございます。

また、全体の方向としては、払う側については支払う意識といったところと、サプライチェーン全体で下請側からもちゃんと見積もって、その費用がどういったものかを説明する能力をつけていくのが重要だといったところが、この基準全体の議論だったかと考えてございます。そのため、下請からもちゃんと見積り説明能力を身につけるといったところと、発注者の皆様についても、先ほど白石委員からもあったような自主宣言制度に参加するといったような、しっかりと払うということと払う姿勢が見えるようにしていくというような、双方の努力が必要なのではないかと捉えてございます。

また、ご指摘のあったように、二次下請・三次下請以降の状況については、我々としてもしっかりと実態を把握しながら進めていく――契約書等の紙がどのように交わされているのかというところも含めて見ていきたいなと考えてございます。

最後は惠羅委員からのご指摘になってございます。中長期的な担い手確保といったところで、1 点目にございましたような技能者も含めた周知の方法、現場にどうやって訴求していくのかといったところにつきましては、資料１のご報告事項にございましたように、引き続き現場の皆様方にどういった周知の仕方があるかということは、情報提供制度も含めて検討していきたいなと考えてございます。

また、暗数の議論もございましたが、いろいろな調査を組み合わせて、既存の調査も含めて、いろいろなものを組み合わせて分析していく必要があるのかなというのは、ご指摘のとおりかなと考えてございます。

②の調査につきましても、ご指摘いただいたように、こちらもサンプル調査になってございますので、どの程度の代表性が担保できるかといったところでは、次回の打ち出しの際にもしっかりとご議論いただいて公表していくような形で考えてございます。

また、地方も含めてしっかりと状況を把握していくといったところにつきましても、今回の調査を踏まえまして、ご指摘いただいたようにヒアリングの中で次回以降の継続性・重点化といったところのヒントを得ながら検討していきたいなと考えてございます。

以上になります。

○小澤座長　ありがとうございます。調査対象を公共土木に広げてはということについては、ご回答いただきましたか。

○池田補佐　失礼いたしました。②の調査ですか。調査対象の公共土木につきましては……

○小澤座長　②ではなくて③だと思います。

○池田補佐　失礼いたしました。こちらにつきましても、堀田委員のご指摘ですかね。すみません、それはまとめて回答してしまった認識でして、今、直轄土木のほうでやっている賃金・労働時間の確認につきましては、今年度中の工事で今サンプルを集めているところですので、そこでどういった調査ができるかも含めて、今回の 3 つの新規調査と併せて、どういった分析とか打ち出しができるかは、技術調査課と建設振興課とでしっかりと連携しながら考えていきたいと考えてございます。

○小澤座長　それは広げていただけていると思っていいのですか。

○池田補佐　実際どういう分析ができるかを今調査しているところですので、技調課さんから何か補足がございましたら、よろしくお願いします。

○早川室長　大臣官房技術調査課でございます。

　ご指摘のありました直轄工事の賃金・労働時間の実態調査は昨年 11 月から始めているということで、この目的としましては、調査方法や調査結果の算定方法の確認ということで、今サンプルを一つずつ見ているところでございますので、そういうところも踏まえた結果として、不動産・建設経済局の皆様と連携していきたいと思います。

　以上でございます。

○小澤座長　ありがとうございます。あと、丸山委員ご指摘のサプライチェーン全体でお金がどう流れているかというところをちゃんと把握するというのは、なかなか分析するのは難しいと思うのですけれども、そこはヒアリング調査の中で確認することを工夫していただけると思ってよろしいのですか。

○池田補佐　そうですね。この②の阻害要因調査の中でも、上流から見ていくだけというのもそうですし、そこから見えてきた下流の中で、下請企業の中で、どういった契約ですとか見積りの対応があるかといったところの分析を、行ったり来たりしながら調査していくというのも含めて、全体の流れがどのようになっているのかは可能な限り調べていきたいなと考えてございます。

○小澤座長　どこかに我々が気づいていないギャップがひょっとしたらあるかもしれない

と。それで、将来それを解決する方策として、現状の請負契約を超えて新しいサプライチェーン全体の契約方法を考えていくようなことも、ひょっとすると視野に入れなければいけないのではないかという重要なご指摘を頂いているのではないかと思いますので、そういうことが分かるような調査をぜひ考えて工夫していただけるといいかなと思います。

それでは、続けてまたご意見を頂ければと思います。

○森村様（渡邊（美）委員代理）　UR の森村です。渡邊の代わりに今日は出席させていただいております。

UR も発注者の立場で、先ほどの丸山委員のお話を痛切に感じているところです。私どもも UR も建設業の労働者の皆様の待遇改善のために、精一杯費用負担に努めているところですが、9 月下旬の報道で、鳶の倒産が増加したというお話に接したときに、やはりかなりショックでした。鳶というのは新築だけではなくてリニューアル・保全においても大切な業種で、なかなか工業化しにくい部分と思いますが、そのような業種を支え切れていないということに関しては、やはりどこかに阻害要因があるのではないかと思います。今まで渡邊から度々申し上げておりますが、労務費の基準本文に記載があるとおり、重層下請構造の解消に向けてぜひ進んでいただき、サプライチェーン全体の調査を進めていただきたいところです。

そういう観点から見ると、今回、資料 3 の P12 中段に「各工事で共通の課題」という矢印のフローがありますが、最後の言葉が「精算」です。やはり、請負契約の責任施工と完成義務という大原則と、精算という言葉がちょっと整合していないと感じます。小澤先生がおっしゃったとおり、新しい仕組みということで支払いをしっかりするということであれば、オープンブック、コストプラスフィーのような新しい契約形態に踏み込んでいかないと、今後、担い手を確保しつつ発注者の負担と整合を取っていくということが本当に難しいのではないかと思います。この点について、国交省様のお見込みなどをお聞かせ願えればと思っております。

以上です。

○小澤座長　ありがとうございます。

続けていかがでしょう。

○渡辺（直）委員　松戸市です。

発注者の立場から質問させていただきたいのですけれども、コミットメント条項について、国の発注工事で条項 A を採用した場合に、全ての下請契約を確認されているのかと

思いますが、その際にご苦労などがありましたら、その課題などを教えていただければと思います。

あと、新規のフォローアップ調査について、まずは都道府県の公共工事から実施するということですが、その後、地方自治体の公共工事などで調査を行う段階となりましたら、ぜひお声がけいただければと思います。

以上です。

○小澤座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○大森委員　大森です。資料の作成とご説明ありがとうございました。

私からは２点お話しさせていただきたいのですが、まず１点目が、資料１の９ページで賃金情報提供システムの運用イメージを記載いただいているのですけれども、左下の※1のところで、技能者が入力する前提ではあるのだけれども、「匿名入力や代理入力も可能とするよう検討中」という記載があります。この代理入力について、どのような場合を想定されているのでしょうか。仮に技能者が所属している会社が代理で入力できるということであるのだとすると、不都合が生じてしまう可能性もないわけではありませんので、きちんと対応していただく必要があるのではないかと思いました。

もう１点ですけれども、今後、既存調査のフォローアップだとか新規調査によってフォローアップされることであるのかも知れませんが、今現在、私が相談を受ける中でも、技能者を抱えている下請業者に対して、決して合理的とは言えないような一方的な値下げがされているような例が見受けられます。改めてそのあたりが浮き彫りになるような調査もしっかりしていただきたいと思っております。

以上です。

○小澤座長　ありがとうございます。

それでは、ここでお願いします。

○池田補佐　ご意見ありがとうございました。

まず、森村委員代理のご意見・コメントについてでございます。頂いたように、この調査、特に②の調査については、かなり構造的な要因、重層下請構造も含めていろいろな要因が見えてくるのではないかと見込んでございますので、先ほど小澤座長からもご指摘があったように、この基準の枠内と枠外で、それぞれ見えてきた課題について、どういった分析とか整理ができるのかといったところは、調査の中でも検討していきたいなと考えて

ございます。

また、松戸市の渡辺委員からのご指摘に関して、国のコミットメントにつきましては、先ほど公契室からご説明があったように、今、内部で検討して、今後、進めていくというような状況になってございます。また、②の自治体に関する調査につきましても、ご意見を頂きまして大変ありがとうございます。今後、調査を拡充していくに当たっては、また引き続きご相談させていただければなと考えてございます。

最後の大森委員のご指摘につきまして、賃金の代理のところは後ほど建設業課からお願いいたします。また、フォローアップ調査につきましても、ご指摘いただいたように価格のみによって交渉していくというような実態もあるのではないかという仮説がございますので、そういったところもしっかり見ていけるように我々としても調査していきたいと考えてございます。

以上です。

○山影調整官　続きまして、建設業課でございますけれども、大森委員から資料 1 の 9 ページ目の代理入力についてご質問がございました。これは、前回のワーキングのときに、全建総連さんから労働組合が代理で入力できるようなことも少し考えてはどうかということで、ここで言っている代理入力は所属している会社ではなくて、そういったある意味、労働者のために動かれているような団体さんが代わりに入力するようなケースを想定しているところでございます。いずれにせよ、今、入力の仕方については全建総連さんにご協力いただきながら、使いやすい仕組みになるように検討しているところでございますし、いきなり動かすのではなくて試行運用という形で、いろいろ試行しながら、改善すべき点は改善しつつ進めていきたいと思ってございます。

私からは以上でございます。

○小澤座長　ありがとうございます。

続けて会場からどなたかございますか。――よろしいですか。ないようでしたら、オンラインで参加の委員の皆様からお受けしたいと思いますが、挙手いただいている方はございますか。

○榎並委員　よろしいでしょうか。日本アイ・ビー・エムの榎並と申します。本日はオンラインで失礼します。

私からは、資料 1 のデジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度について、3 点、意見を述べさせていただきます。

1点目がデジタルのシステムの実装面でのお話ですけれども、令和9年1月の試行運用を目指す賃金情報提供システムには、やはり利用しやすさの検証にとどまらず継続的なユーザーテストと、あとはアジャイル開発手法というところで段階的に改善を重ねていくことが必要かと考えております。特に高齢の技能者や現場作業員を想定した複数のアクセス手段の用意が不可欠になると思います。具体的には、簡易版のインターフェースであったりスマートフォンの対応、あるいは音声入力機能など、初期段階から複数の利用者によるテストを実施してアクセシビリティーを確保するということを推奨いたします。また、試行中に発見された問題に対しては、迅速にアップデートできる体制を構築することがシステム導入の実効性を大きく左右すると考えています。

2点目がセキュリティーの重要性です。言わずもがなですけれども、個人の賃金情報を扱うシステムであって、データの保護というものが極めて重要です。具体的には、暗号化であったりアクセス制御、また監査ログの機能など、セキュリティーの対策が必須であって、定期的なセキュリティー監査を実施することが、技能者と事業者双方の信頼を確保できることにつながると考えます。

3点目が、こういったテクノロジーを活用した市場透明性の確保という点です。本来、このような仕組みは技能者本人が自らの処遇が適切かを判断でき、また、企業は市場データに基づいた処遇改善の必要性を認識できるという、そのような環境づくりが必要であると考えています。具体的には、AIによって市場水準から大きく外れた低賃金の支払いを自動検出することでダンピングの早期発見が可能になりますし、また、ダッシュボード機能等によって職種別・地域別の賃金水準を可視化すること、さらに、CCUSのデータとの連携によって経験・技能と賃金との対応関係を可視化することで、特に若年層のキャリアパスの選択に有用な情報提供が実現すると考えます。これにより透明性が向上することで市場全体の処遇改善への圧力が高まって、企業側の自発的な改善を促進するのではないかと考えております。

以上、デジタルシステムの実装面の課題、それからセキュリティーと標準化の重要性、またテクノロジーを活用した市場透明性確保と……〔音声中断〕

○小澤座長　すみません、榎並委員、最後のところの音声が切れてしまったのですが。

○榎並委員　大変失礼しました。3点までは聞こえましたでしょうか。

○小澤座長　はい。最後の締めくくりのところが切れてしまったので。

○榎並委員　システムの実装面の課題とセキュリティーの重要性、それからテクノロジー

を活用した市場透明性の確保という観点での意見をさせていただきました。

以上です。

○小澤座長　承知しました。ありがとうございました。

それでは、続いて西野委員、お願いします。

○西野委員　京都大学の西野です。本日はオンラインにて失礼いたします。

新規調査の阻害要因の調査で、精算に関して、先ほどの白石委員に対する事務局からのご回答で、仕上げ・設備系について調査を行うということでしたけれども、いずれの工種でも精算は生じますし、材料費の価格高騰で労務費にしわ寄せがいっていないかを本当に確認するためには、元請－下請、または下請－下請間の精算時の調査が必要になります。現在想定されている調査では、精算時はヒアリングのみで資料調査は行われないようですけれども、やはり精算段階での資料を極力収集して、資料ベースで調査することが必要ではないかと考えております。

それから、今回の新規調査については、指導等を目的にしたものではないということですけれども、よい事例があった場合には、それを公開するということはあってもいいのではないかと思います。それをどの程度の詳細まで公開するかは検討が必要だと思うのですけれども、少なくともこういうやり方があるとか、こういうことをやっているところがあるというような、よい事例としては公開してもいいのではないかなと思っております。

以上です。

○小澤座長　ありがとうございます。

ほかに、オンラインで参加の委員の皆さん、ございますか。私のほうで分からないのですけれども、ないですね。

それでは、事務局からお願いいたします。

○池田補佐　ありがとうございました。

賃金情報提供システムについては、後ほど建設業課からでよろしいですか。

西野委員から精算の部分についてご指摘がございました。こちら、②の阻害要因調査につきましては、仕上げ・設備系以外にも今の方針ですと躯体系についても調べていく形で、ご指摘もありますように、精算までフロー全体の中でどういった取組があるかというところは、業種を問わず調べていきたいと考えてございます。

また、資料ベースでの分析につきましても、現在、書いてあるような案以外にも精算についてどういったものを見ていけばいいのかというところも、引き続き協力事業者様と相

談しながら進めていきたいなと考えてございます。

また、好事例の発信につきましても可能な限り、いろいろな情報はマスキングした上でないといけないと思いますが、よい事例につきましては、どんな形でかは分かりませんが、横展開していくといったところについては方向性としては全く反対するものではございませんので、この調査の中で見えてきた好事例について、どうやって広げていくかについても引き続き検討していきたいと考えてございます。

賃金情報の部分をよろしくお願いします。

○山影調整官　建設業課の山影ですけれども、榎並委員から 3 点ご指摘いただいたと思っています。2 点目のセキュリティーの話は、これは賃金を扱いますので我々も大変重要かと思ってございますので、そこはしっかり留意していきたいと思ってございます。

それから、機能面ですとか AI みたいなお話がございました。このあたりは開発・運用にどれくらいコストがかかるのかというバランスを見ながら、いずれにせよご指摘については、しっかり受け止めて検討してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○小澤座長　ありがとうございます。

それでは引き続き、改めて追加のご意見がある方も含めて、ございましたらお願いしたいと思います。――よろしゅうございますか。

一通りご意見を頂けたということで、本日の審議事項である新規の調査につきましては様々なご意見を頂いています。調査対象範囲の拡大についてのご意見、調査に当たって考えるべき視点、それから項目についても重要なご指摘を頂いているところです。これらのご指摘を踏まえながら国交省において調査を進めていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。――ありがとうございました。

それでは、今回提示していただいた実施方針に加えて、本日頂いた意見を考慮しながら調査を進めていただき、今後、次回のワーキンググループの場で調査結果について共有いただき、次の施策につながるように進めていただければと思います。

ちょっと時間は早いようですが、全体を通して皆様方からご意見はありますか。お願いします。

○岩田委員　すみません、建専連のアナウンスを 1 点だけ。

11 月 13 日に建専連の全国大会をやります。YouTube でもオンラインで見られますけれども、ここで皆さんがどうして流れないのかという現場の契約での実態なんかも寸劇でや

りますので、一度見ていただければ。標準労務費の現在地というような形で寸劇をしたいと。

もう１点は、今年のパネルディスカッションは財務省の片山主計官と、労働経済学者の首藤先生にご登壇いただいて、外部から建設業がどう見えているのかということと、これからどうあるべきなのかというのを外部から見て１時間半ほど討論していただきますので、ぜひとも見ていただければと思います。

以上です。

○小澤座長　ありがとうございます。それは委員の皆さんに情報共有していただけるのですか。

○岩田委員　YouTube でもオンラインで見られますし、建専連のホームページで後ほどアーカイブでも残しますので、ぜひとも見てください。

○小澤座長　分かりました。

ほかに、全体を通して何か皆さんからご意見はございますか。

ないようでしたら、本日の議事は以上とさせていただき、進行を事務局へお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

3. 閉　　会

○小川推進官　小澤座長、ありがとうございました。

そのほか何か国土交通省側から発言はございますでしょうか。

○増田参事官　参事官の増田でございます。本日は大変闊達なご議論をありがとうございます。

事前にヒアリングさせていただいたときも様々なご指摘を頂きました。非常にこの調査、特に今回、新しく行う３つの調査、そのうち特に行き渡りの調査については、実態を捉えるという意味で非常に重要な調査だと思っております。一方で、ご指摘いただいたとおり実態調査をする上では様々な課題があって、我々もこういった調査をするのは初めてなものですから、どこまで踏み込んでやっていけるものかというところは、まさにやりながらということになっていくと思います。また、やっているうちに本当にいろいろな課題が出てくるかと思います。

まずは周知が現場まで行き届いていないというところから、今回ご議論いただいたよう

なサプライチェーン全体の構造的な問題というのも見えてくるかと思っています。そういった実態をまず把握していくことが、今回、1 回目の調査として大事だと思っておりますので、調査のやり方について、今、皆さんからご意見を頂いたことを踏まえてやっていきますが、実際にやってみた際にいろいろな反省点などが見えてくるかと思います。また、調査していて様々な課題も見えてくるかと思いますので、次回に調査結果の報告をさせていただく際に、調査のやり方、それから調査結果の整理の仕方なども事前に皆さんとご相談させていただきながら、次回のワーキングに向けて整理等を行っていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○小川推進官　それでは、本日はこれをもちまして第 13 回労務費の基準に関するワーキンググループを終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ誠にありがとうございました。

午前 11 時 40 分　閉会